

日野町精神障害者支援施設等通所交通費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、精神障害者の自立、社会参加および社会復帰を促進するため、障害者支援施設等に公共交通機関を利用して通所する精神障害者に対し、予算の範囲内において日野町精神障害者支援施設等通所交通費補助金（以下単に「補助金」という。）を交付するものとし、その交付にあたり、日野町補助金等交付規則（平成10年日野町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を、この告示において定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者、精神障害を支給事由とする年金の給付を現に受けている者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する精神通院医療に係る自立支援医療を現に受けている者または精神科医師がこの事業の対象者とするについて意見を付した者をいう。
- (2) 障害者支援施設等 精神障害者が利用する次の施設をいう。
 - ア 法第5条第11項の障害者支援施設のうち同条第12項の自立訓練（自立訓練のうち生活能力の向上に係るものに限る。）、同条第13項の就労移行支援または同条第14項の就労継続支援を行うもの
 - イ 法第5条第27項の地域活動支援センターであって、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」）による地域活動支援センター機能強化事業において地域活動支援センターⅢ型の事業を行うもの
 - ウ 滋賀型地域活動支援センター設置事業実施要綱（平成21年4月1日滋障第910号）に基づき設置された施設
- (3) 公共交通機関 人の移動に利用される鉄道、バスその他の運輸機関（通所のために精神障害者やその家族が使用する自家用自動車または障害者支援施設等が使用する送迎用車両等を除く。）をいう。
- (4) 交通費 精神障害者が現に居住する自宅等から障害者支援施設等に公共交通機関を利用して通所する場合の運賃等であって、最も効果的で廉価な方法による通所運賃等とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、町内に居住する精神障害者のうち、障害者支援施設等へ通所す

るもの（その者が18歳未満の場合は、その者を扶養する者）とする。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、補助対象者が1箇月に負担した交通費であつて、その額（生活保護法（生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の2第1項第9号の規定により移送費扶助の支給を受けている者にあつては、交通費から移送費扶助額を控除した額または手帳の提示により割引を受けている者にあつては、当該割引控除後の額）が4,000円以上であるものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。ただし、1箇月につき10,000円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日野町精神障害者支援施設等交通費補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）交通費および通所実績証明書（別記様式第2号）

（2）障害者支援施設等の発行する出勤簿の写し

2 前項の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに
行うものとする。

（1）4月から7月までの交通費 8月10日

（2）8月から11月までの交通費 12月10日

（3）12月から翌年3月までの交通費 3月31日

（交付決定等）

第7条 町長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の決定をしたときは、日野町精神障害者支援施設等通所交通費補助金交付（却下）決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知する。

（交付請求）

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、日野町精神障害者支援施設等通所交通費補助金交付請求書（別記様式第4号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 町長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助を受けたことが明らかになったときは、当該交付決定を取り消し、既に交付を受けた補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、日野町精神障害者支援施設等通所交通費補助金交付決定取消通知書（別記様式第5号）にその理由ならびに返還すべき補助金の額および期日を付して、当該交付決定者に通知する。

付 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則

この告示は、令和6年9月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 6 条関係）

日野町精神障害者支援施設等通所交通費補助金交付申請書

年 月 日

日野町長 様

申請者 住 所
氏 名

次のとおり日野町精神障害者支援施設等通所交通費補助金を交付されるよう申請します。

対象者	住所	
	氏名	
通所施設名		
通所経路		
通所に係る 交通費および 補助金額	交通費	補助金額
	年 月	円×1／2＝ 円
	年 月	円×1／2＝ 円
	年 月	円×1／2＝ 円
	年 月	円×1／2＝ 円
	計	円
	※補助金限度額：月当たり10,000円	
申請書金額	円	

（注）交通費および通所実績証明書（別記様式第 2 号）を添付すること。

別記様式第3号（第7条関係）

日野町精神障害者支援施設等通所交通費補助金交付（却下）決定通知書

第 年 月 日 号

様

日野町長 印

年 月 日付けで申請のあった日野町精神障害者支援施設等通所交通費補助金の申請について、次のとおり交付（却下）を決定したので通知します。

記

1. 利用対象者
住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生（男・女）

2. 通所期間

年 月 日から 年 月 日まで

3. 通所施設名

4. 通所経路

5. 交付決定額

円

別記様式第 4 号（第 8 条関係）

日野町精神障害者支援施設等通所交通費補助金交付請求書

年 月 日

日野町長 様

申請者 住 所
氏 名 印

日野町精神障害者支援施設等通所交通費補助金について、日野町補助金等交付規則
第 1 5 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

請 求 額	金 円
-------	-----

ただし 4 月～7 月分・8 月～1 1 月分・1 2 月～3 月分
(いずれかに○印をする)

別記様式第 5 号（第 9 条関係）

日野町精神障害者支援施設等通所交通費補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

日野町長 印

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした日野町精神障害者支援施設等通所交通費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので日野町補助金等交付規則第 1 6 条第 1 項の規定により通知します。

交付決定額	円
取消金額	円
取消後の 交付決定額	円
取消の理由	